

中国工業株式会社

第76回定時株主総会 招集ご通知

日 時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時

場 所 広島商工会議所 202号 会議室
広島市中区基町5番44号

目 次

第76回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類	
議 案 取締役6名選任の件	5
事業報告 ……………	9
連結計算書類 ……………	23
計算書類 ……………	36
監査報告 ……………	44

法令及び当社定款第16条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

したがって、ご送付している書面の目次、項番、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

(証券コード 5974)
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株主各位

広島市中区小町2番26号
(本社事務所 広島県呉市広名田1丁目3番1号)
中国工業株式会社
代表取締役社長 中野 敏

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第76回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ckk-chugoku.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「中国工業」又は「コード」に当社証券コード「5974」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。
2026年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所 2階 202号 会議室
3. 目的事項
報告事項

1. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役6名選任の件

以 上

- お願い
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席される株主様におかれましては、当日発熱などの症状がおりで体調がすぐれない場合は、ご来場について十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

第70回（2020年）定時株主総会より、ご来場株主様への記念品を取り止めさせていただいております。

また、第75回（2025年）より定時株主総会後の「事業のご報告」「定時株主総会決議ご通知」は当社ウェブサイト（冒頭記載）への掲載としております。

何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時までに入力完了

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時到着

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

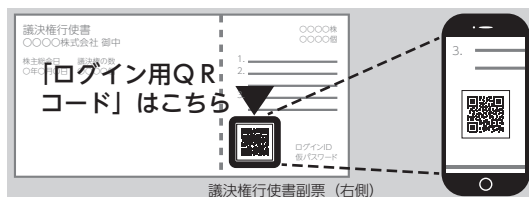
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2026年6月25日（木曜日）午後5時まで、スマートフォン又はパソコン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) スマートフォン又はパソコン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) スマートフォン又はパソコン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信用料等は、株主様のご負担となります。

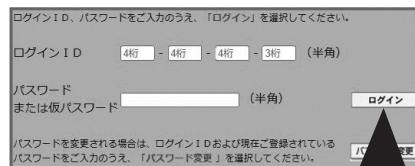
システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. スマートフォン又はパソコン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>なかの</small> 中野 <small>さとし</small> 敏 (1963年 4月17日生)	1989年4月 当社入社 2015年5月 当社東京支社長 2017年6月 当社取締役執行役員に就任 東京支社長兼営業部門管掌補佐 2022年7月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 2023年6月 当社代表取締役専務執行役員 2025年6月 当社代表取締役社長(現任)	18,033株
取締役候補者とした理由 ・中野敏氏は営業部門及び管理部門での幅広い業務経験を有するほか、2017年6月取締役、2023年6月に代表取締役専務執行役員、2025年6月代表取締役社長に就任いたしました。取締役として豊富な経験を有しております。この経験と知見を生かし、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>おだかずもり</small> 小田和守 (1950年 2月8日生)	1974年4月 当社入社 2008年5月 当社経営管理部長 2017年6月 当社常務執行役員 経営管理部長 2022年6月 当社専務執行役員 2025年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	17,733株
取締役候補者とした理由 ・小田和守氏は2008年から経営管理部長を務め、財務関係を中心に管理部門全般にわたる幅広かつ豊富な業務経験があり、2017年6月常務執行役員、2022年6月専務執行役員、2025年6月取締役専務執行役員に就任いたしました。その会社経営全般についての経験と知見を生かし、取締役として当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>ひろもとたくや</small> 廣本卓哉 (1965年 8月19日生)	1991年4月 当社入社 2019年7月 当社営業推進部 施設担当部長 2020年7月 当社営業推進部長 (施設機器担当) 2022年6月 当社執行役員 東京支社長 2025年6月 当社取締役執行役員 (現任)	9,337株
取締役候補者とした理由 ・ 廣本卓哉氏は当社営業部門における幅広い業務経験を有し、長年取引先との信頼関係の構築に務めてまいりました。2020年より営業推進部長、2022年より執行役員東京支社長を務めており、2025年6月取締役執行役員に就任いたしました。当社の事業及び会社経営について豊富な経験と知見を生かし、取締役として当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>たかはしせいじ</small> 高橋誠二 (1970年 10月16日生)	1999年9月 中鋼運輸株式会社入社 2010年4月 同社京浜横浜営業所長 2022年4月 同社執行役員 東部ブロック長 2025年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2025年6月 当社取締役 (現任)	100株
取締役候補者とした理由 ・ 高橋誠二氏は当社子会社中鋼運輸株式会社において営業部門での幅広い業務経験を有するほか、2022年4月から同社執行役員として会社経営についての高い見識を発揮しております。2025年6月同社代表取締役社長、並びに中国工業株式会社の取締役に就任いたしました。当社グループにおいて製品運搬は重要な業務であり、当社の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> 川北 勇 (1951年 5月24日生)	1989年 5月 株式会社カワケンDMC設立 1989年 5月 同社代表取締役社長 (現任) 2025年 5月 公益財団法人秀里会評議員 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社カワケンDMC代表取締役社長 (現任)	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 ・川北勇氏は、経営者として幅広い知識並びに経験を有しております。この知見を生かし、当社の経営全般に対して客観的な視点からの的確な助言・提言をいただくとともに、取締役の業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、新たに社外取締役候補者といたしました。		
6	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> 加藤之拓 (1980年 5月9日生)	2009年12月 弁護士登録 2010年 1月 弁護士法人H&C設立 2015年 4月 広島弁護士会呉地区会長 2019年 4月 弁護士法人あすか入所 2020年 9月 弁護士法人あすか 代表社員 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人あすか 代表社員 (現任)	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 ・加藤之拓氏は弁護士として企業法務に関する幅広い知識を有しております。この知見を生かし、当社の経営全般に対して客観的な視点からの的確な助言・提言をいただくとともに、取締役の業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、新たに社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 高橋誠二氏は、中鋼運輸株式会社代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に製品運搬等の取引関係があります。
2. 川北勇氏及び加藤之拓氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本総会において川北勇氏及び加藤之拓氏が選任された場合、当社は両社外取締役を株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、本総会において、高橋誠二氏が再任された場合、同氏との間で締結しております会社法第423条第1項に基づく責任限定契約を継続する予定であります。川北勇氏及び加藤之拓氏が選任された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
5. 他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
6. 当社は、当社及び当社子会社取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任

の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

なお、当該契約は、2027年2月に更新する予定であります。

ご参考) 本株主総会終了後の議案の候補者、及び監査役に期待される主な専門性・経験等

	氏名	当社における地位	企業経営	営業	技術製造	財務会計	人事法務	内部統制 リスク管理	システム DX	サステイナ ビリティ
取 締 役	中野 敏	代表取締役社長	○	○	○	○	○			
	小田 和守	専務取締役	○			○	○	○	○	○
	廣本 卓哉	取締役		○	○		○			○
	高橋 誠二	取締役		○			○			○
	川北 勇	取締役(社外)	○	○		○				
	加藤 之拓	取締役(社外)	○			○	○			
監 査 役	松村 靖男	常勤監査役	○			○	○	○		
	渡邊 睦浩	監査役(社外)	○				○	○		○
	藤木 達也	監査役(社外)	○			○		○	○	

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、円安や賃金上昇によるインフレ傾向のもと推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境においても、諸資材、電力エネルギー費用、運賃等の上昇基調が続きました。

このような経済情勢のもと、当社グループは引き続き受注の拡大に努め、売上高については鉄構機器事業、施設機器事業及び運送事業は増収となりましたものの、高圧機器事業は減収となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は137億52百万円(前期比90百万円の減収)となりました。利益面においては、営業利益は3億30百万円(同85百万円の減益)に、経常利益は4億46百万円(同50百万円の減益)に、親会社株主に帰属する当期純利益は3億12百万円(同63百万円の減益)となりました。

なお、前期は、退職給付債務に関する数理計算上の差異(退職給付債務の減少額1億14百万円)を営業費用の減額として一括処理しました。前期対比の主な減益要因はそれに起因するものです。

各事業の概況は、以下の通りであります。

なお、売上高は外部顧客への売上高を記載しております。

【高圧機器事業】

主要製品であるLPガス容器の売上高は増加したものの、プラント工事の受注が減少し、売上高は90億69百万円となり、前期を3億51百万円(3.7%)下回りました。

【鉄構機器事業】

売上高は5億36百万円となり、前期を24百万円(4.7%)上回りました。

【施設機器事業】

売上高は19億57百万円となり、前期を2億35百万円(13.7%)上回りました。

【運送事業】

貨物取扱量が横ばいで推移し、売上高は21億88百万円となり、前期を1百万円(0.1%)上回りました。

当連結会計年度の事業別売上高等は次の通りであります。

事業別	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高前期比増減 (%)
高圧機器事業	9,069	65.9	△3.7
鉄構機器事業	536	3.9	4.7
施設機器事業	1,957	14.2	13.7
運 送 事 業	2,188	15.9	0.1
合 計	13,752	100.0	△0.7

なお、当社は本社工場において環境マネジメントシステムに基づく環境改善活動に積極的に参画して社会的責任を果たすとともに、当社グループにおいては品質マネジメントシステムに基づく製品及びサービスの品質向上に継続して取り組んでおり、環境・品質の両面において顧客・社会からの信頼確保に努めております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額（リース取引を含む）は、2億89百万円であります。この主なものは次の通りであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

容器製造設備	87百万円
車両更新等	67百万円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は自己資金及び借入金で充たいたしました。なお、当連結会計年度末における借入金残高は12億97百万円で、前連結会計年度末より97百万円減少しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 (第73期)	2023年度 (第74期)	2024年度 (第75期)	2025年度 (第76期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	13,389	13,332	13,843	13,752
経常利益 (百万円)	322	282	497	446
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	206	206	376	312
1株当たり当期純利益 (円)	63.62	63.46	115.83	95.92
総資産 (百万円)	12,098	13,362	12,449	12,996
純資産 (百万円)	4,961	5,553	5,866	6,489
1株当たり純資産額 (円)	1,395.14	1,563.31	1,657.12	1,826.95

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
中鋼運輸株式会社	50	47.67	運送事業
高圧プラント検査株式会社	10	59.00	高圧ガス設備の設計施工及び検査

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、主要事業である高圧機器事業のL P ガス用関連機器は世帯数減少等により将来的な需要増加が見込みにくい一方、運送費、諸資材、エネルギー価格等のコストが高止まりするなど厳しい状況が続いております。

それらを踏まえ、前期に引き続き以下について重点的に取り組みます。

- ① 新規・既存のお取引先のニーズを踏まえた営業活動の強化、並びにL P ガス用途以外の高圧複合容器製品化、既存製品の改良・品質向上の継続。
- ② 需要の変化に柔軟に対応した生産体制の確立、D X等の導入による従業員の能力向上、及び運送の一層の効率化等による諸コストの低減。
- ③ CO2排出量の削減を始めとする環境問題への対処、コンプライアンス・安全衛生・人的資本・地域社会への貢献といったサステナビリティをベースとした経営の推進。
- ④ 「継続的なROEの改善」「株主資本コストの減少」を柱とした「資本コストや株価を意

識した経営の実現」により軸足を置いた経営への転換。

以上、当社グループは、企業価値向上・経営の効率化に努め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの期待に応えていく所存です。

株主の皆様には、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	主要製品又は事業の内容
高圧機器事業	高圧ガス容器（L P ガス及びその他の高圧ガス）、L P ガスバルク貯槽、L P ガス貯槽、その他の高圧ガス貯槽の製造販売、高圧ガス製造・消費プラント及び関連設備の設計施工及び検査、オールプラスチック（コンポジット）容器の製造販売
鉄構機器事業	鉄鋼メーカー向け熱処理用インナーカバー、その他各種鉄構製品の製造販売
施設機器事業	飼料用タンク及びコンテナ、畜産機材、薬品タンク、脱臭装置及びその他各種F R P（強化プラスチック）製品の製造販売
運 送 事 業	一般区域貨物運送業、引越業、倉庫業

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本店	広島市中区	札幌営業所	札幌市中央区
本社事務所	広島県呉市	富山営業所	富山県富山市
東京支社	東京都千代田区	高松営業所	香川県高松市
仙台支店	仙台市青葉区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
名古屋支店	名古屋市中区	高圧機器工場	広島県呉市
大阪支店	大阪市中央区	鉄構機器部	広島県呉市
広島支店	広島市中区	施設機器部	広島県呉市
福岡支店	福岡市博多区		

2026年4月1日、以下の通り営業体制の改編を実施いたしました。

名称	所在地	名称	所在地
本店	広島市中区	首都圏・北信越エリア	東京都千代田区
本社事務所	広島県呉市	東海エリア	名古屋市中区
北日本支店	仙台市青葉区	関西エリア	大阪市中央区
東日本支店	東京都千代田区	中四国エリア	広島市中区
中日本支店	大阪市中央区	九州エリア	福岡市博多区
西日本支店	広島市中区	高圧機器工場	広島県呉市
北海道エリア	札幌市中央区	鉄構機器部	広島県呉市
東北エリア	仙台市青葉区	施設機器部	広島県呉市

② 子会社

中鋼運輸株式会社

名称	所在地	名称	所在地
本社・呉営業所	広島県呉市	名古屋営業所	愛知県愛西市
京浜横浜営業所	横浜市金沢区	大阪営業所	大阪府寝屋川市
北関東営業所	茨城県古河市	東広島営業所	広島県東広島市
仙台営業所	仙台市宮城野区	福岡営業所	福岡県糟屋郡

高圧プラント検査株式会社

名称	所在地
本社	広島県呉市

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増 (+) 減 (△)
376名	+6名

(注) 使用人数は、当社及び連結子会社（以下「連結会社等」という。）の業務にかかる就業人員数（連結会社等から連結会社等外への出向者（2名）を含めておりません。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増 (+) 減 (△)
260名	+1名

(注) 使用人数は、当社の業務にかかる就業人員数（当社から社外への出向者（3名）を含めておりません。）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社広島銀行	285
株式会社もみじ銀行	83
株式会社三菱UFJ銀行	31
呉信用金庫	568

(注) (株)広島銀行及び(株)もみじ銀行につきましては当社及び連結子会社の借入金であり、(株)三菱UFJ銀行につきましては当社、呉信用金庫につきましては連結子会社の借入金であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,420,000株
- ③ 株主数 5,493名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
山本裕治	220,300	6.69
INTERACTIVE BROKERS LLC	177,900	5.40
日本製鉄株式会社	167,600	5.09
日本鉱泉株式会社	144,900	4.40
株式会社広島銀行	110,000	3.34
佐々木秀隆	100,000	3.03
株式会社宮入バルブ製作所	99,000	3.00
チョウヘイカ	88,000	2.67
株式会社W	76,300	2.31
中国工業従業員持株会	60,700	1.84

- (注) 1. 持株比率は小数第3位を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式を127,563株保有していますが、上記大株主からは除いております。
 3. 持株比率は、自己株式数（127,563株）を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2025年6月26日開催の第75回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	11,400株	3名
執行役員	4,200株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2) 会社役員の状況 ③取締役及び監査役の報酬等」に記載の通りであります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野 敏	
取締役専務執行役員	小田 和守	
取締役執行役員	廣本 卓哉	
取締役	高橋 誠二	中鋼運輸株式会社 代表取締役社長
取締役	河野 隆	株式会社共栄経営センター 取締役会長
常勤監査役	松村 靖男	中鋼運輸株式会社 監査役 高圧プラント検査株式会社 監査役
監査役	渡邊 睦浩	
監査役	藤木 達也	藤木達也税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 河野隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 渡邊睦浩氏及び同 藤木達也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 藤木達也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補するものであります。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社取締役、監査役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は1割を役員が自己負担しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は以下の通りであります。
- | | | |
|------|--------|------|
| 執行役員 | 仙台支店長 | 山口雄司 |
| 執行役員 | 富山営業所長 | 山口 諭 |

② 当事業年度中の取締役・監査役の異動

イ. 就任

氏名	新	旧	異動年月日
中野 敏	代表取締役社長	代表取締役専務執行役員	2025年6月26日
小田 和守	取締役専務執行役員	専務執行役員	2025年6月26日
廣本 卓哉	取締役執行役員	執行役員	2025年6月26日
高橋 誠二	取締役	—	2025年6月26日

□. 退任

2025年6月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、取締役 野村實也氏、細川光一氏、及び竹内秀樹氏は任期満了により退任いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、従前の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に準じ、次の通り取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針を決議しております。

・基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の維持の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に資する体系とし、担当部門の業績等の適切な評価、中長期的な業績見通しなど総合的に勘案することを基本とする。報酬は基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬である株式報酬で構成する。基本報酬は月例の固定報酬として支払う。

・個別の報酬等の決定方針

取締役の個別の報酬は、基本方針を踏まえ取締役会で定める内規に基づき、代表取締役が具体的な金額を算定したものを独立社外役員が出席する取締役会で決定する。

・株式報酬の内容

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、各取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を毎年一定の時期に付与する。

・各報酬制度の割合

取締役（社外取締役を除く）および執行役員の報酬の構成割合は、おおよそ基本報酬（金銭報酬）85%～90%、株式報酬としての譲渡制限付株式の当初付与価値10%～15%を目安とする。

なお、執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、代表取締役が原案を策定し独立社外役員の意見を踏まえるなど多角的な検討を行った上で決定したものであることから、当該方針に沿うものと判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	65 (6)	61 (6)	- (-)	4 (-)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	18 (7)	18 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	84 (14)	80 (14)	- (-)	4 (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第44回定時株主総会において年額1億500百万円以内 (ただし、使用人分給与を含まない。) と決議いただいております。当該決議の対象取締役の員数は、8名であります。
3. 取締役の非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬については、2025年6月26日開催の第75回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該決議の対象取締役の員数は4名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該決議の対象監査役の員数は4名であります。
5. 取締役支給人員には、無報酬の取締役2名を含めておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	河 野 隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に経営コンサルティング業務に関する経験及び経営者としての高い見識等から議案審議等において必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	渡 邊 睦 浩	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また監査役会11回のうち11回に出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験から議案審議等において必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	藤 木 達 也	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また監査役会11回のうち11回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から議案審議等において必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額	区 分	報酬額 (百万円)
	イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24
	ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記イの金額は両方の合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨及びその理由を、当該解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、そのほか会計監査人の職務執行に重大な支障が生じたと認められる場合には「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案といたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第44条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について取締役会において次の通り決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社の役員並びに社員等がコンプライアンスを心掛ける基準・指針として、「グループ企業行動基準」及び「グループ行動規範」を制定し、実効性ある運

用に努める。

とりわけ反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を絶ちます。」との基本的な考え方を明文化しており、警察及び関連機関と連携を取り、適切に対応する。

コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス室を設けるとともに、グループ全体の推進母体として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスへの取組方針・活動計画の策定、活動状況の監督、重大な個別問題への対応等を行う。

また、通報窓口を設け違反行為の相談・通報体制を確立するとともに、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づいて保存し、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態に管理する。

また、情報セキュリティについては、重要情報の管理、個人情報保護に関する規程及び関連規程に基づき対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ会社を横断的に管理する「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの洗い出しと評価を行い、リスクに伴う損失を最小限に止めるために必要な対応を行う。

また、その他に製品の品質・安全面、労働安全衛生面、防災面、環境面等に関する委員会等をそれぞれ設置し、担当部門が専門的に管理、監督を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として毎月開催し、経営方針等重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び年度計画を決定し、その進捗管理を行う。

業務の運営が効率的に行われるよう「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程の見直しを必要に応じて実施する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社及びグループ会社は、グループ会社の役員及び社員等がコンプライアンスに心掛ける基準・指針として制定した「グループ企業行動基準」及び「グループ行動規範」を基本に、業務の適正を図る。

ロ. 当社及びグループ会社は、グループ会社を横断的に管理する「リスク管理規程」に基づき、リスクに伴う損失を最小限に止めるために必要な対応を行う。

ハ、当社は、グループ会社に対するガバナンスを実効あるものにするため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項の事前協議・報告、定期的に業務執行状況・財務状況等の聴取等を行い、定期又は随時に取締役会へ報告する。

また、当社は、グループ会社から各社の業務執行上生じた重要な問題や災害等の発生状況・対処内容について都度速やかに報告を受け、必要な措置を講ずる。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合とその独立性に関する事項
- イ、当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の業務を補助する監査スタッフを置く。
- ロ、監査スタッフは、監査役の指揮のもと監査役の業務補助を行う。監査スタッフの任命、解任、人事異動等については、取締役と監査役が事前に協議し、合意の上実施する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- イ、当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役及び従業員は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項について直ちに報告する。
- a) 当社の業務又は業績に影響を及ぼすと考えられる重要な事項
- b) コンプライアンス違反等の事実
- c) 内部監査部門が行う監査の内容
- d) ホットラインによる通報の内容
- e) その他監査役会又は監査役が要求する事項
- ロ、当社は、監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な扱いは行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 常勤監査役は、当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
- なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、会計監査人と情報交換を行うなど連携を図ることとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下の通りであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・経営計画の策定等経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督いたしました。また、取締役会が決定した中期経営計画及び年度計画の進捗状況を確認するとともに、グループ各社から業績等の重要事項について報告を受けました。
- ② 監査役会を11回開催し、監査方針や監査計画を協議・決定するとともに、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。また、監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、必要な報告を受けるとともに、取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で情報交換等を行い、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査部門が内部統制評価を実施いたしました。また、内部統制委員会を開催し、内部統制評価についてのレビューを行いました。
- ④ 当社及び当社グループの事業活動全般に係るリスクに対応するため、リスク管理委員会を開催し、リスクを洗い出し、対策を検討し、実行いたしました。また、製品の品質・安全衛生、環境面等を統括する委員会をそれぞれ設置し、運用しております。
- ⑤ 当社及びグループ各社の一人ひとりがコンプライアンスに心掛ける基準・指針として、制定した「グループ企業行動基準」及び「グループ行動規範」を当社グループの役員及び社員に対し周知活動を行うとともに、コンプライアンス推進委員会を開催し、グループ各社のコンプライアンス遵守状況についてのレビューを行い、疑念をもたれる行動などがないことを確認いたしました。また、コンプライアンスに係る相談・通報体制を構築し、運用しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への安定配当を経営の重要な課題と位置づけ、当期の業績と今後の事業展開に必要な内部留保の確保及び今後の業績見通しを勘案しながら適切な配当政策を採ることとしております。

この方針に基づき、当期の利益と今後の見通しを総合的に勘案し、当期末の配当を1株当たり23円（前期比+3円）とさせていただきます。

(7) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,289	流動負債	4,038
現金及び預金	877	支払手形及び買掛金	956
受取手形	65	電子記録債務	1,317
電子記録債権	736	短期借入金	906
売掛金	3,012	リース債務	42
契約資産	42	未払金	256
製品	285	未払費用	116
仕掛品	828	未払法人税等	130
原材料及び貯蔵品	339	未払消費税等	62
その他	103	前受金	10
貸倒引当金	△0	賞与引当金	165
固定資産	6,706	役員賞与引当金	7
有形固定資産	3,742	製品補償引当金	26
建物及び構築物	527	その他	40
機械装置及び運搬具	520	固定負債	2,467
土地	2,503	長期借入金	390
リース資産	120	リース債務	79
建設仮勘定	14	繰延税金負債	502
その他	55	退職給付に係る負債	1,469
無形固定資産	104	その他	25
投資その他の資産	2,858	負債合計	6,506
投資有価証券	2,759	純資産の部	
退職給付に係る資産	7	株主資本	4,744
繰延税金資産	2	資本金	1,710
その他	131	資本剰余金	329
貸倒引当金	△42	利益剰余金	2,844
		自己株式	△139
		その他の包括利益累計額	1,219
		その他有価証券評価差額金	1,219
		非支配株主持分	526
資産合計	12,996	純資産合計	6,489
		負債純資産合計	12,996

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	13,752
売 上 原 価	10,990
売 上 総 利 益	2,762
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,432
営 業 利 益	330
営 業 外 収 益	131
受 取 配 当 金	81
保 険 解 約 返 戻 金	31
そ の 他	18
営 業 外 費 用	14
支 払 利 息	9
そ の 他	4
経 常 利 益	446
特 別 利 益	64
固 定 資 産 売 却 益	6
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	5
特 別 損 失	3
固 定 資 産 除 売 却 損	3
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	507
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	197
法 人 税 等 調 整 額	△21
当 期 純 利 益	331
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	18
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	312

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	1,710	329	2,596	△147	4,487
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△64		△64
親会社株主に帰属する 当期純利益			312		312
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		8	8
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	248	7	256
2026年3月31日残高	1,710	329	2,844	△139	4,744

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その 他有価証券 評価差額金	その 他の 包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	896	896	483	5,866
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△64
親会社株主に帰属する 当期純利益				312
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				8
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	323	323	42	366
連結会計年度中の変動額合計	323	323	42	622
2026年3月31日残高	1,219	1,219	526	6,489

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 2社
- ロ. 連結子会社の名称 中鋼運輸株式会社、高圧プラント検査株式会社

② 非連結子会社の状況

- イ. 非連結子会社の数 4社
- ロ. 主要な非連結子会社の名称 第一興産有限会社
- ハ. 連結の範囲から除いた理由

いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- イ. 持分法を適用した非連結子会社 該当事項はありません。
- ロ. 持分法を適用した関連会社 該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- イ. 持分法を適用していない非連結子会社 第一興産有限会社等の4社
- ロ. 持分法を適用していない関連会社 該当事項はありません。
- ハ. 持分法を適用していない理由

いずれも小規模であり、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の中鋼運輸株式会社及び高圧プラント検査株式会社の決算日は連結決算日と同じ3月31日であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等は移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・製品、仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。ただし、受注生産品目は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物が15～35年、機械装置及び運搬具が4～12年であります。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアは、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、制度廃止前の内規に基づく要支給額を計上しております。

ホ. 製品補償引当金

製品品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社は、LPガス容器の製造販売を主たる事業としております。当該事業においては、顧客との契約に基づいて製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しておりますが、国内取引において出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

また、当社及び連結子会社は、個別の請負工事契約を締結しており、当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。ただし、短期間で履行義務が完了する請負工事契約については、検収時点で収益を認識しております。

さらに、連結子会社において展開する運送事業は、顧客との契約に基づいて貨物を荷受人へ引き渡すことを履行義務として認識しておりますが、国内取引において貨物の積み込みから荷受人への引き渡しの期間は数日間であるため、貨物の積み込み時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付に係る負債を計上しております。なお、連結子会社の中鋼運輸株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度で一括費用処理しております。

2. 収益認識に関する注記

① 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					合計
	高圧機器事業	鉄構機器事業	施設機器事業	運送事業	計	
売上高						
一時点で移転される財	8,304	358	1,552	2,912	13,128	13,128
一定期間にわたり移転される財	765	177	404	-	1,348	1,348
顧客との契約から生じる収益	9,069	536	1,957	2,912	14,476	14,476
外部顧客への売上高	9,069	536	1,957	2,188	13,752	13,752
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	-	723	723	723
計	9,069	536	1,957	2,912	14,476	14,476

② 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,939
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,856
契約資産（期首残高）	10
契約資産（期末残高）	42
契約負債（期首残高）	5
契約負債（期末残高）	10

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了しているが未請求の契約に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、顧客との条件に従い、顧客と取り決めた請求の時期に請求し、取り決められた回収の時期に受領しております。

契約負債は、主に、履行義務の充足の時期に収益を認識する顧客との契約について、顧客と取り決められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が31百万円増加しております。また、契約負債が5百万円増加しております。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は10百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品	285	百万円
仕掛品	828	百万円
原材料及び貯蔵品	339	百万円
期末残高に対する棚卸資産評価減額	63	百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 □. 棚卸資産」に記載の通り、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下を見込むにあたっては、直近月の販売実績額、販売数量に基づく販売単価から、見積販売直接経費及び見積追加製造原価を控除した金額を正味売却価額と見積もっております。また、販売又は使用見込みが低下した棚卸資産については、滞留期間等を勘案し、収益性の低下の事実を反映するため、滞留期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げております。

当該正味売却価額が製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品それぞれの帳簿単価よりも下落しているもの、又は販売若しくは使用見込みの低下により収益性の低下が認められるものについて、その差額を当期の費用として処理しております。

近年、鋼材、部品及び燃料費等が値上げ傾向にあり、当該費用が利益の圧迫要因となる可能性があります。

なお、これらの見積りに用いた仮定には不確実性があり、見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保に係る債務

	(担保に供している資産)		(担保に係る債務)
建物及び構築物	144百万円	短期借入金	510百万円
土地	1,134 //	長期借入金	316 //
計	1,279 //		827 //

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,426百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	3,420,000	-	-	3,420,000	
自己株式 普通株式	171,173	173	15,600	155,746	(注)

(注) 自己株式の株式数の増加(173株)は、単元未満株式の買取りによるものであります。
自己株式の株式数の減少(15,600株)は、譲渡制限付株式の付与によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月27日 取締役会	普通株式	64百万円	20円	2025年3月31日	2025年6月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月28日 取締役会	普通株式	74百万円	利益剰余金	23円	2026年3月31日	2026年6月8日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクを伴います。当該リスクに関しては、当社グループは与信管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクがありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価は取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4か月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注1)参照）。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (注2)	時価 (注2)	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	2,735	2,735	
(2) 長期借入金(1年以内返済予定 借入含む)	(597)	(586)	△11

(注1) 市場価格のない株式等は全て非上場株式であり、連結貸借対照表計上額は23百万円であります。

(注2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,735	-	-	2,735
資産計	2,735	-	-	2,735

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	586	-	586
負債計	-	586	-	586

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

①	1株当たり純資産額	1,826円95銭
②	1株当たり当期純利益	95円92銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	5,394	流動負債	2,914
現金及び預金	358	支払手形	12
受取手形	63	電子記録債権	1,308
電子記録債権	736	買掛金	758
売掛金	2,683	短期借入金	106
契約資産	42	リース債権	4
製品	285	未払金	295
仕掛品	817	未払費用	89
原材料及び貯蔵品	328	未払法人税等	125
前払費用	33	未払消費税等	48
未収入金	40	前受金	5
その他の引当金	5	製品補償引当金	26
貸倒引当金	△0	賞与引当金	123
固定資産	5,085	その他の引当金	9
有形固定資産	2,518	固定負債	2,077
建物	227	長期借入金	152
構築物	63	リース債権	4
機械及び装置	453	繰延税金負債	448
車両運搬具	34	退職給付引当金	1,469
工具、器具及び備品	51	その他の引当金	4
土地	1,665	負債合計	4,992
リース資産	8	純資産の部	
建設仮勘定	14	株主資本	4,330
無形固定資産	75	資本金	1,710
ソフトウェア	61	資本剰余金	329
電話加入権	6	資本準備金	329
ソフトウェア仮勘定	6	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	2,491	利益剰余金	2,357
投資有価証券	2,424	利益準備金	318
関係会社株式	30	その他利益剰余金	2,038
その他の引当金	69	退職手当積立金	48
貸倒引当金	△33	繰越利益剰余金	1,990
		自己株式	△66
		評価・換算差額等	1,157
		その他有価証券評価差額金	1,157
資産合計	10,480	純資産合計	5,488
		負債純資産合計	10,480

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	11,511
売 上 原 価	8,946
売 上 総 利 益	2,565
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,219
営 業 利 益	345
営 業 外 収 益	94
受 取 配 当 金	78
そ の 他	15
営 業 外 費 用	7
支 払 利 息	2
設 備 賃 貸 費 用	4
そ の 他	0
経 常 利 益	433
特 別 利 益	53
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52
特 別 損 失	3
固 定 資 産 除 売 却 損	3
税 引 前 当 期 純 利 益	483
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	190
法 人 税 等 調 整 額	△21
当 期 純 利 益	313

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						退職手当 積立金	繰越利益 剰余金	
2025年4月1日残高	1,710	329	0	329	318	48	1,742	2,109
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△65	△65
当期純利益							313	313
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	-	248	248
2026年3月31日残高	1,710	329	0	329	318	48	1,990	2,357

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	△74	4,074	862	862	4,936
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△65			△65
当期純利益		313			313
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	8	8			8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			295	295	295
事業年度中の変動額合計	7	256	295	295	551
2026年3月31日残高	△66	4,330	1,157	1,157	5,488

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等以外のものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等は移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、仕掛品は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。ただし、受注生産品目は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 原材料及び貯蔵品は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が15～35年、機械及び装置が9～12年であります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
 - イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度で一括費用処理しております。

④ 製品補償引当金

製品品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、LPガス容器の製造販売を主たる事業としております。当該事業においては、顧客との契約に基づいて製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しておりますが、国内取引において出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

また、当社は、個別の請負工事契約を締結しており、当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。ただし、短期間で履行義務が完了する請負工事契約については、検収時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 2. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	285	百万円
仕掛品	817	百万円
原材料及び貯蔵品	328	百万円
期末残高に対する棚卸資産評価減額	63	百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法は、「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保に係る債務

	(担保に供している資産)		(担保に係る債務)
建物	99百万円	短期借入金	106百万円
構築物	17 //	長期借入金	152 //
土地	1,054 //		
計	1,171 //		258 //

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,027百万円

(3) 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	2百万円
長期金銭債権	23 //
短期金銭債務	120 //

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	0	百万円
営業費用	1,088	//
営業取引以外の取引高	5	//

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	142,990	173	15,600	127,563	(注)

(注) 自己株式の株式数の増加 (173株) は、単元未満株式の買取りによるものであります。
自己株式の株式数の減少 (15,600株) は、譲渡制限付株式の付与によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	460	百万円
貸倒引当金	10	//
賞与引当金	38	//
未払事業税	5	//
投資有価証券評価損	14	//
その他	36	//
繰延税金資産小計	567	//
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△486	//
評価性引当額小計	△486	//
繰延税金資産合計	80	//

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	528	百万円
繰延税金負債合計	528	//
繰延税金負債の純額	448	//

8. 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注) 2	取引金額(注) 1	科目	期末残高(注) 1
子会社	中鋼運輸(株)	50	運送事業	所有 直接 47.7% 被所有 直接 1.73%	当社製品の運送、保管業務 役員の兼任	運送費等の支払	723	未払金	81

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運送費等については、市場情勢を勘案し、交渉により決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,666円91銭
(2) 1株当たり当期純利益 95円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

中国工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 芳樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

中国工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 芳樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

中国工業株式会社 監査役会

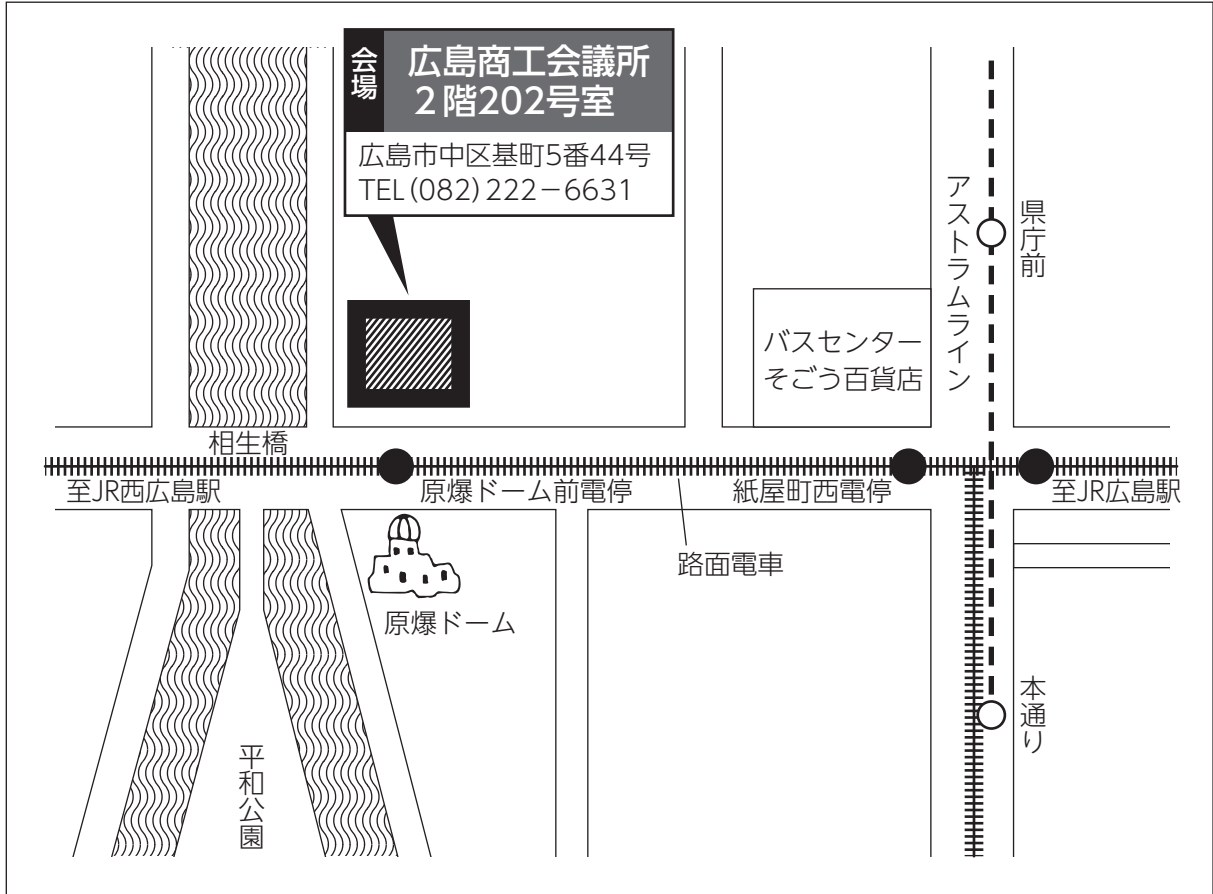
常勤監査役 松村 靖 男 ㊟

社外監査役 渡邊 浩 ㊟

社外監査役 藤木 達也 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



交通

路面電車 2号・6号線「原爆ドーム前」下車すぐ

アストラムライン 「県庁前」より徒歩約5分

広電バス JR広島駅より2号・3号線「紙屋町バス停」より徒歩約5分

広島バス JR広島駅より22号線「原爆ドーム前」下車すぐ